

別添

令和8年度原子力防災車両（移動式ホールボディカウンタ車）に係る管理業務仕様書

1 目的

原子力施設の緊急時において、体表面及び体内の放射能測定に用いる原子力防災車両（移動式ホールボディカウンタ車をいう。以下「車両」という。）について、迅速な運用を可能とすることを目的として、車両の保管、日常点検等の管理及び整備・維持の業務（以下「本業務」という。）を行う。

2 対象車両及び業務期間

(1) 対象車両一覧

対象車両は、次のとおりとする。

管理番号	W-02	車両登録番号	鳥取800は830
車両の名称	移動式ホールボディカウンタ車	車種	日野プロフィア
概要	[寸法等] 長さ : 1,068 c m 幅 : 249 c m 高さ : 377 c m 車両総重量 : 20,980 k g 初度登録年月 : 平成 30 年 2 月 (自動車検査証の有効期間満了時期 : 令和 10 年 2 月 2 日) 走行距離 : 6,017 k m (令和 7 年 1 2 月末時点) [搭載機器] 体表面モニター ホールボディカウンタ 発電機 (北越工業株式会社製 SDF25AS-3B1) [取得額] 117,720,000 円 (搭載機器を含む)		

(2) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。ただし、詳細は参考資料を参照すること。

(1) 車両保管

原子力施設の緊急時に迅速に対応するため、車両及びタイヤ（夏用又は冬用）は鳥取市内に保管すること。保管に際しては車高が高いため十分注意すること。

また、車両には精密機器を搭載していることから、保管は屋根付車庫内とし、車両の出し入れを考慮した十分なスペースを確保すること。

なお、車両に汚れが目立つ場合は、適宜洗車を行うこと。

(2) 車両点検

ア 入出庫時点検

別途、県が委託する車両運行の開始前及び終了後に車両の外観を点検し、異常（変色や破損、ひび割れ等）の有無を確認すること。

イ 車両整備（法定3ヶ月点検）

法定3ヶ月点検を行い、車両を整備し、点検整備記録簿に記録すること。

ウ 車両整備（法定12ヶ月点検）

法定12ヶ月点検を行い、車両を整備し、点検整備記録簿に記録すること。

エ 発電機維持

車両に搭載している発電機については、2か月に1回、1回当たり0.2時間程度運転すること。なお、発電機の保守点検については、別途委託を行っているため、不具合があった場合には発注者に報告すること。

(3) 車両維持

以下の作業を実施すること。

ア タイヤ交換

(ア) 年2回、季節に応じたタイヤに交換すること。（夏用タイヤ⇔冬用タイヤ）

(イ) 定期点検時等に、タイヤの状態にパンク等通常の運行に支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められた場合には修理もしくは交換を行うこと。

イ 消耗品等の交換

(ア) 安全かつ確実な車両の運行に必要な消耗品（エンジンオイル等各種オイル、バッテリー、ワイパーゴム等）の購入・交換を行うこと。

(イ) 消耗品の交換時期についてはメーカー推奨に準拠すること。

4 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

5 完了報告及び検査

受注者は、四半期毎の本業務を完了した日から20日以内に別紙1「委託業務実施報告書」を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

ただし、第4四半期については、業務完了と同時に提出すること。

なお、委託業務実施報告書には、下記資料を添付するものとする。

(1) 車両整備記録（任意様式とするが、消耗品等の交換、点検等の整備履歴を一覧表にすること。）

(2) 法定点検に係る資料（実施内容、金額等が確認できるもの。）

(3) 消耗品等の購入・交換に係る資料（購入した消耗品、金額等が確認できるもの。）

6 委託料の支払

受注者は、5の完了報告が適正と認められた後、四半期毎に速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。

その際の請求金額は、3に示す業務毎の単価に、実績の月数又は回数を乗じて得た金額の合計金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を

切り捨てるものとする。)とする。

7 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、別に定めるもののほか全て受注者の負担とする。

8 注意事項

- (1) 受注者は、車両の修理、消耗品等の購入・交換を行う場合は、発注者の承諾を得た上で、実施すること。
- (2) 受注者は、道路交通法を遵守し、交通事故等には十分に注意すること。

9 車両又は車両に掲載する機器に係る損害請求

発注者は、受注者の責任により、車両又は車両に掲載する機器が使用できなくなった場合、代替措置を講じるために要した実費用について受注者に請求するものとする。

10 その他

- (1) 受注者は、以下の内容を記載した業務計画書を契約締結後速やかに提出し、発注者の承認を得ること。
 - ア 業務内容とその実施時期
 - イ 業務の実施体制
 - ウ 連絡先一覧
 - エ その他必要事項
- (2) 車両等を損傷させた場合には、速やかに発注者に報告すること。
- (3) 車両維持に係る修理、消耗品等の費用については、発注者の負担とし、実績額を請求すること。
- (4) 受注者は、発注者が別途委託した業者が車両に掲載されている測定機器等の校正等の作業を行う場合には、当該作業に支障のないように協力すること。
- (5) 受注者は、発注者が車両の運行を委託した者が行う車両の運行に当たっては、鍵の受け渡しを迅速かつ確実に行う等、運行に支障のないように協力すること。
- (6) 業務期間内に、車両の保管場所が登録されている場所から変更となる場合は、これに係る法令手続きを行うこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(参考資料)

令和8年度原子力防災車両（移動式ホールボディカウンタ車）管理業務に係る業務料算出内訳

(1) 車両保管費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
車両保管	移動式ホールボディカウンタ車1台	12	月	12か月分

(2) 車両点検費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
ア 入出庫時点検	移動式ホールボディカウンタ車1台	28	回	運行前後に実施 ・ 平時運行12回 ・ 緊急時運行2回
イ 車両整備 (3ヶ月点検)	移動式ホールボディカウンタ車1台	3	回	1回/3か月
ウ 車両整備 (12ヶ月点検)	移動式ホールボディカウンタ車1台	1	回	1回/12か月
エ 車検	移動式ホールボディカウンタ車1台	0	回	
オ 発電機維持	移動式ホールボディカウンタ車1台	6	回	1回/2か月

(3) 車両維持費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
タイヤ交換	移動式ホールボディカウンタ車1台	2	回	2回/1年

委託業務実施報告書

鳥取県知事 平井 伸治 様

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名1 実績額 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
※内訳を添付すること

2 車両の保管

保管車両	台数	管理番号	保管期間
移動式ホールボディカウンタ車	1	W-02	令和 年 月 日～
			令和 年 月 日
保管場所			保管条件

3 発電機点検

車両	点検実施年月日	異常の有無	備考
W-02	令和 年 月 日		
	令和 年 月 日		

※異常があった場合は備考欄に状況、措置内容を記入すること

4 車両状況等

業務	期間・実施日	数量等
運行	令和 年 月 日～	km走行
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日～	km走行
	令和 年 月 日	
メーター		Km
車両維持	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
その他	令和 年 月 日	